

環境委員会参考資料
平成31年2月8日

【議案第20号】

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料 川崎市貸切自動車条例 新旧対照表

交 通 局

川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第4条 運賃及び料金について、前2条の規定により算定した運賃及び料金を合算した額に <u>100分の110</u> を乗ずるものとする。この場合において、乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	第4条 運賃及び料金について、前2条の規定により算定した運賃及び料金を合算した額に <u>100分の108</u> を乗ずるものとする。この場合において、乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。